

アーツアンドダンサーズアソシエーション定款

総 則

(名 称)

第1条 この任意団体は、アーツアンドダンサーズアソシエーションという。

(事務所)

第2条 この団体の主たる事務所を東京都目黒区鷹番1-13-16あさひビル3Fに置く。

(目 的)

第3条 この団体は、海外で学び、活躍し帰国したにもかかわらず、舞台出演の機会を得難いダンサー、バレエ団やダンスカンパニーに所属していても、なかなか、踊りたい演目を踊る機会のない若いダンサー、フリーのダンサーたちに、踊る機会を提供し、芸術としての舞踊を極め、舞踊界の発展に寄与し、質の高い舞台芸術を鑑賞者に提供し、活動を通じて鑑賞者の開拓を行い、芸術の伸長と文化の均霑に貢献することを目的とする。

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化芸術を核としたまちづくりの促進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術、科学の振興を図る活動
- (4) 環境意識を高める活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) こどもの健全育成を図る活動
- (9) 科学技術の振興を図る活動
- (10) 芸術セラピーなどの研究
- (11) 障がい者教育、外国人、マイノリティーを助ける活動
- (12) 以上の活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 舞台制作及び機会創出事業
 - ① 劇場ほか、これまで、舞踊の会場として、検討されなかった、美術館、博物館、大使館、プラネタリウムなど、踊る機会と企画を開拓し、より多くの踊る機会を創出する。
 - ② 学校・公民館・文化施設などでの出前演奏会、授業
こども向けの音楽鑑賞教育ツール、プログラム・教材の開発
 - ③ 芸術文化・科学技術・教育・異文化理解などをテーマにした国際交流事業
- (2) 若手ダンサーの教育・啓発・育成に関わる事業

- ① マスタークラス、公開レッスン、研究会の企画開催
- ② 共演の機会
- ③ その他

(3) 一般を対象とした啓発事業

- ① メディアを使った啓発事業
- ② 芸術文化・科学技術・教育・異文化理解、社会貢献などをテーマにした国際交流事業
- ③ コンサートの企画・運営・実施
- ④ ダンサー、舞踊家との交流事業
- ⑤ その他、出版物の企画、セミナー、講演会等
- ⑥ メディア等への普及広報活動

(4) 研究事業

- ① セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどの企画
- ② 舞台製作研究、出演者が自らプロデュースできるような研究、体験を創出
- ③ 鑑賞者研究

これまで、バレエや舞台を見ることのなかった方々にアプローチし、鑑賞者の開拓をするとともに、鑑賞者研究を行う。

(5) その他、目的を達成するために必要な事業

(事業の運営の組織)

第6条 この団体は、第5条の事業を行うに際し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されている。

第7条 この団体は、事業執行に際し、自ら経理し、監督する会計組織を有している。(附則)